

都市計画道路整備方針の基本的な考え方（案）

1. 趣旨・目的

今後の神戸のまちの将来像にふさわしい、安全・安心で活力ある都市空間の構築を目指し、今まで以上に選択と集中により効率的・効果的な道路整備を進めていくために、「都市計画道路整備方針」を策定します。

神戸市の幹線道路は、既成市街地においては、東西方向に山手・中央・浜手の 3 大幹線を配置し、南北方向に概ね 500m の間隔で格子状に道路を配置するとともに、既成市街地と西北神の新市街地を連絡するため、放射状に道路を配置する計画となっています。

これまで、路線の性格やまちづくりの状況に合わせて、様々な事業手法により、神戸の骨格となる幹線道路の整備を進めてきました。

とりわけ、都市計画道路は、①都市の円滑な交通を支えるとともに、②良好な市街地の形成を図り、③安全で快適な都市生活と機能的な都市活動の基盤となり、④ライフラインの収容空間などの役割も果たす重要な施設として都市計画に位置づけることにより、確実な整備に取り組んできており、現在、約 8 割の整備が完了しています。しかし、依然として長期未着手の路線もあります。

一方、人口減少・超高齢化の進行、地球環境問題など社会経済情勢の変化にともない、今後、安全・安心で活力ある都市空間を構築するためには、都市交通のあり方を見直し、真に必要な道路を見極め、今まで以上に選択と集中により効率的・効果的な道路整備を進めていく必要があります。

そこで、都市計画マスタープランの実現に向けた重点施策として、「都市計画道路整備方針」を策定します。

2. 基本的な考え方

〔都市計画道路の整備状況〕

平成 22 年 4 月現在、都市計画決定している幹線道路（自動車専用道路、区画道路、歩行者専用道路、および新交通専用道路以外の道路）は約 639km あり、その整備状況は、完成 約 514km（約 80%）、事業中 約 27km（約 5%）、未着手 約 98km（約 15%）となっています。また、未着手の 約 98km のうち、約 68km が都市計画決定後 50 年以上を経過しています。

〔都市計画道路の整備の進め方〕

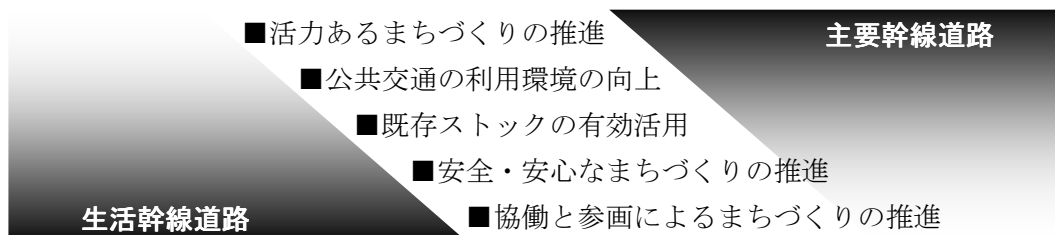
- ① 都市計画道路（幹線道路）を、都市の骨格としての機能を持つ「主要幹線道路」、及び地域の生活に密着した「生活幹線道路」として、それぞれの役割に応じて整備を進めます。
- ② 都市の骨格を形成し、地域間相互の自動車交通を円滑に処理することにより、様々な都市活動を支える幹線道路を主要幹線道路ネットワークとして、都市計画マスタープランに位置づけます。

〔裏面へ続く〕

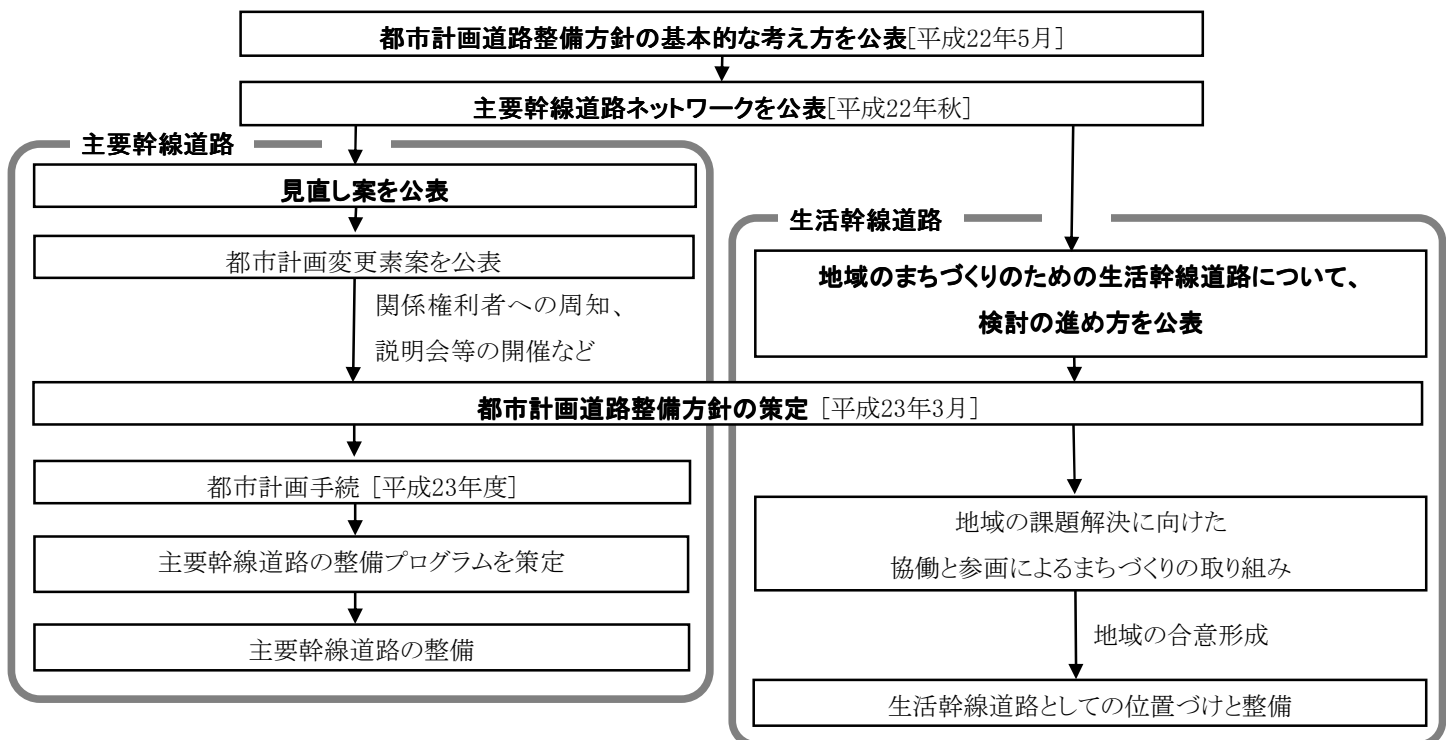
- ③ 「主要幹線道路」に位置づけた都市計画道路の整備にあたっては、市域全体の道路ネットワークとしての必要性や、求められる機能などの観点から、市において計画の見直しを行います。そして、都市計画変更が必要となる区間については手続きを行います。また、未着手及び事業中の区間については、今後30年間の整備プログラムを策定し、整備の見通しを明らかにして、計画的な整備を進めます。
- ④ 「生活幹線道路」の整備にあたっては、地域のまちづくりのための道路として、現在の計画にとらわれることなく、地域のみなさんとの協働と参画により、求められる機能や必要性を検討します。そして、地域の課題解決に必要であるとの合意形成がはかれた幹線道路については、整備内容に応じて都市計画の手続きを行い、あらためて「生活幹線道路」に位置づけて整備を進めます。

〔都市計画道路の抜本的な見直しの視点〕

都市計画決定している幹線道路のうち、未着手の区間 約98km と、街路事業により事業中の区間 約12km（その他直轄事業など 約15kmを除く）の合計 約110kmについて、次の5つの視点から「主要幹線道路」と「生活幹線道路」のあり方を検討します。

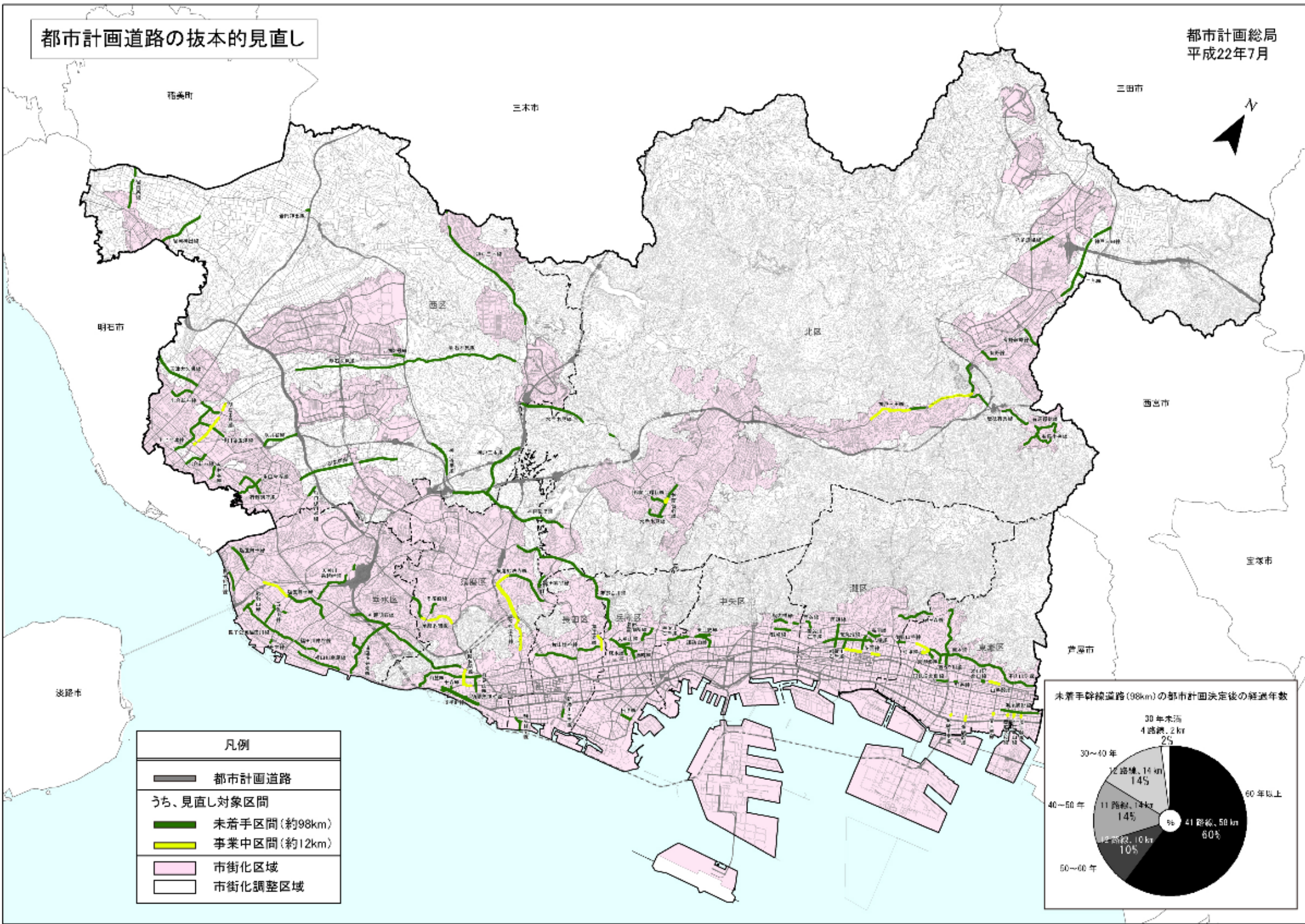


3. 今後の進め方



都市計画道路の抜本的見直し

都市計画総局
平成22年7月



凡例	
	都市計画道路
うち、見直し対象区間	
	未着手区間(約98km)
	事業中区間(約12km)
	市街化区域
	市街化調整区域

